

岩手県告示第595号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第2項の規定により、財団法人道府県会館から平成19年度における災害共済事業及び機械損害共済事業の経営状況について、次のとおり通知があった。

平成20年8月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 災害共済事業

- (1) 分担金その他収入 1,827,378,383円
- (2) 災害共済金、経費その他支出 957,302,486円
- (3) 正味財産 22,599,782,275円

2 機械損害共済事業

- (1) 分担金その他収入 766,962,135円
- (2) 災害共済金、経費その他支出 221,952,028円
- (3) 正味財産 6,872,270,107円